

令和7年1月14日

〒107-0062

東京都港区南青山六丁目7番2号

VORT 南青山 I 3階

株式会社クシム

代表取締役社長 伊藤 大 介 殿

〒

田 原 弘 貴

〒

吉 田 昌 勇

[本書面の連絡先]

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目2番1号

平河町共和ビル4階

OMM 法律事務所

電話：03-3222-0330

FAX：03-3222-0331

弁護士 中 田 吉 昭

同 大 塚 あかり

同 糸 田 航 (連絡担当)



臨時株主総会招集請求書

冠 省

田原弘貴及び吉田昌勇（以下「請求人ら」といいます。）は、株式会社クシム（以下「当社」といいます。）の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、当社の代表取締役である伊藤大介殿（以下「貴殿」といいます。）に対し、会社法297条1項に基づき、下記のとおり株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、当社の株主総会の招集を請求します（取締役による招集（会社招集）となる場合には、下記を招集通知に記載又は記録することを請求します。）。

なお、請求人らは、本書による請求に係る当社との法律関係等に関する一切の件について、OMM 法律事務所を代理人に選任しておりますので、以後の請求人らに対する連絡等は、代理人宛て（連絡担当：OMM 法律事務所 弁護士 桑田航）にしてください。

記

1 株主総会の目的である事項

【決議事項】

議案① 中川博貴氏、伊藤大介氏及び松崎祐之氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

議案② 望月真克氏及び中庭毅人氏を監査等委員である取締役から解任する件

議案③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件

議案④ 監査等委員である取締役 2 名選任の件

議案⑤ 会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

2 招集の理由

当社の現経営陣は、①当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の重要な一部である暗号資産販売所 Zaif の運営事業を保有する株式会社 ZED ホールディングスの経営支配権をシークエッジグループ（代表：白井一成氏）の影響下にある会社に移転させるような大規模な新株予約権の発行（株式の所有割合にして 43%）を決定したり¹、②ライセンス・オフリングにより調達した資金を本来の使途である事業成長に投資せず、その相当額をシークエッジグループ関連の暗号資産の購入に使った結果、前期（2024 年 10 月期）第二四半期における連結での特別損失 9.98 億円もの多額の評価損を計上しました（この数値は、2024 年 10 月期第二四半期より前の評価損や SkebCoin の評価損を含んでおらず、実態としては更に巨額の評価損を計上しております。）。さらに、当社の現経営陣は、③シークエッジグループが支配株主である株式会社フィスコ（東証 STD 上場）と当社の株式交換により当社の支配株主をシークエッジグループとすることを検討していること、④当社単体は純粋持株会社であり所属する役職員は少数であるにもかかわらず、不透明で使途不明な多額の接待交際費等（接待交際費（2500～3000 万円/年）・旅費（500 万円）・諸会費（200 万円/月））を計上し続けていること、⑤当社の社員は 1 名しか駐在していないにもかかわらず、シークエッジグループの代表者である

¹ この新株予約権は、「敵対的買収行為を認知した時点で行使要請をクシムから行った場合に行使可能とする」という行使条件を付すとのことですので、いわゆるクラウン・ジュエルと呼ばれる買収防衛策であり、クラウン・ジュエルは、一般的に、取締役の善管注意義務・忠実義務（会社法 330 条、民法 644 条・会社法 355 条）に違反するとされています。なお、本件では、敵対的買収行為は行われていませんので、いずれにせよ行使条件を充たしていません。

白井一成氏の香港オフィスの家賃（月額 250 万円）を負担するなどシークエッジグループの利益を優先しております。これらの点から、当社において、当社の企業価値・株主利益の毀損を厭わない経営が行なわれていることは明らかであり、取締役らはその善管注意義務・忠実義務（会社法 330 条、民法 644 条・会社法 355 条）に違反しているといえます。

その結果、当社の経営成績は、過去 10 期（2014 年 3 月期ないし 2023 年 10 月期）のうち当期純利益 753 百万円を計上した 2022 年 10 月期を除くと、4 期は僅かな当期純利益しか計上できておらず、5 期は当期純損失を計上しており、特に直近 3 期では 2021 年 10 月期に 362 百万円、2023 年 10 月期に 1,658 百万円という多額の当期純損失を計上しております。そして、2021 年 10 月期以降無配の状態が続いています。

このような状況になった主たる要因は、当社の取締役会及び監査等委員会がシークエッジグループの実質的な支配下に置かれていることにあります。一例を挙げれば、当社においては、諮問会と呼ばれる当社経営陣が白井一成氏ほかシークエッジグループに属する者に対して定期的に事業状況を説明し、質疑応答し、彼らからアドバイスを受ける不透明な会議体が存在しています。

田原弘貴は、当社の取締役として、これまで、取締役会などにおいて、シークエッジグループの実質支配下から脱することにより、抜本的な経営改善を実現し、当社を暗号資産・Web3 双方で先端テクノロジーに特化した企業にするため、暗号資産販売所の Zaif やグループ会社のチューリンガム株式会社の Web3 事業をはじめとした事業に対する投資に集中して事業収益の拡大を図るとともに、それを支えるためのコーポレート・ガバナンス体制を構築する必要があると説いてきましたが、何らの改善はみられず、当社取締役会や監査等委員会が自浄機能を発揮することはありませんでした。

したがって、当社が、シークエッジグループの実質支配から脱し、事業経営に集中することにより、Web3 の分野でイニシアチブを取って経営成績の飛躍的な向上を目指すためには、シークエッジグループの影響下にある田原弘貴以外の現任取締役を刷新することが不可欠であるといえます。

そこで、田原弘貴は、当社に対し、令和 6（2024）年 11 月 21 日付け株主提案権の行使書兼株主名簿閲覧謄写請求書を送付し、2025 年 1 月開催予定の当社第 29 回株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主提案をいたしました。

そうしたところ、当社取締役会は、2024 年 11 月 25 日、社内調査が完了しておらず、何ら証拠がないにもかかわらず、田原弘貴がインサイダー情報を漏えいしたとして、田原弘貴に対する辞任勧告を決議し、田原がインサイダー情報を漏えいしたなどの虚偽の事実を開示し続けています。

さらに、当社取締役会は、田原弘貴によるインサイダー情報の漏えい、不適切行為による社内調査の継続を理由として、2024 年 10 月期の決算発表を延期しました。しかしながら、田原弘貴がインサイダー情報を漏えいしたという事実はありませんし、インサイダー情報の漏えいと決算発表の延期は何ら関連性がなく、決算発表を延期する理由がないにもかかわらず、敢えて決算発表を遅らせています。

そして、当社取締役会は、2025 年 1 月 9 日、当社及び子会社にかかる暗号資産の実在性及び評価、並びに経費支出の適切性についての監査手続に時間を要するとの理由から、決算短信の発表や会社法の定める計算

書類等の確定手続を遅延し、当社定款の定め²に違反して 2025 年 1 月より後に本定時株主総会を延期しました。

当社取締役会によるこれらの行為は、株主共同の利益を確保するためのものではなく、本定時株主総会の開催を遅らせることを目的としたものであり、当社及び当社株主の共同の利益に著しく反する行動であるといわざるを得ません。

以上のとおり、田原弘貴以外の現任取締役は、シーケエッジグループの利益を優先しており、当社及び当社株主の共同の利益に著しく反する行動を繰り返していることから、当社の取締役として不適任でありますので、下記(1)(2)のとおり解任³又は再任を許さず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役として、下記(3)(4)に記載の候補者の選任をお願いするものです。

また、上記のとおり、当社の現経営陣が行ったシーケエッジグループの利益を優先し、当社の企業価値を毀損する一連の行為は、善管注意義務・忠実義務（会社法 330 条、民法 644 条・会社法 355 条）に違反しているといえることから、その調査を実施するため、会社法 316 条 2 項に定める業務及び財産の状況を調査する者の選任をお願いするものです。

(1) 議案① 中川博貴氏、伊藤大介氏及び松崎祐之氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

上記招集の理由に記載のとおり、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）である中川博貴氏、同伊藤大介氏及び同松崎祐之氏は、いずれも当社の取締役として不適任でありますので、この 3 氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任することをお諮りするものです。

(2) 議案② 望月真克氏及び中庭毅人氏を監査等委員である取締役から解任する件

上記招集の理由に記載のとおり、当社の長期にわたる経営不振は、監査等委員会が十分な監査監督機能を

² 当社定款 11 条 1 項には、「当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集...する。」と定められています。

³ なお、一般に、取締役の権利義務を有する者（会社法 346 条 1 項）については、解任の必要性があれば後任者を選任すれば足りるので、解任することができず（大竹昭彦ほか編『新・類型別会社非訟』26 頁〔葛西功洋〕（判例タイムズ、2020）、松井信憲『商業登記ハンドブック〔第 4 版〕』421～422 頁（商事法務、2021））、また、取締役がその終結時に任期満了となる定時株主総会が定款所定の時期に開催されなかったときは、その時期の経過とともに任期が満了となると解されている（大竹ほか編・前掲 26 頁〔葛西〕、松井・前掲 415 頁）。このような一般的な考え方に従えば、この請求において、議案①及び議案②については株主総会の目的である事項とする必要性は認められないとも考えられるが、当社の代表取締役及び取締役会がそのような考え方に立たないことも考えられるので、請求人らは、念のため、議案①及び議案②を株主総会の目的事項として示している。

発揮していなかったことにより、シークエッジグループの利益を優先して、当社の企業価値・株主利益の毀損を厭わない経営を許してきたことにあります。そこで、シークエッジグループの強い影響下にある現任の監査等委員である取締役である望月真克氏及び同中庭毅人氏は、いずれも当社の取締役として不適任でありますので、この2氏を監査等委員である取締役から解任することをお諮りするものです。

(3) 議案③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、以下の4名の候補者を選任することをお諮りするものです。

1. 田 原 弘 貴（たはら ひろき）（現任）

（平成8年8月13日生）

〔略歴〕

2018年1月	中小企業診断士資格取得
2018年3月	東京大学工学部卒業
2019年6月	チューリングラム株式会社設立、同社取締役就任
2023年1月	当社取締役就任（現任）
2023年5月	チューリングラム株式会社代表取締役 CTO 就任（2024年11月まで）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔所有する当社の株式の数〕

315,600株

【候補者とした理由など】

田原弘貴氏は、当社の現任取締役であり、また、チューリングラム株式会社代表取締役 CTO を務めるなど、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有していることから、当社の代表取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

2. 大 島 卓 也（おおしま たくや）（新任）

（昭和61年8月7日生）

〔略歴〕

2011年4月	株式会社大和総研入社
2018年4月	Fintertech 株式会社入社
2022年6月	チューリングラム株式会社入社

2023 年 1 月 同社取締役就任
2023 年 11 月 株式会社 Zaif 代表取締役社長就任

[重要な兼職の状況]

株式会社 Zaif 代表取締役社長

[所有する当社の株式の数]

0 株

【候補者とした理由など】

大島卓也氏は、株式会社 Zaif 代表取締役社長を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有し、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

3. 田 中 遼（たなか りょう）（新任）

（平成元年 3 月 12 日生）

[略歴]

2011 年 4 月 東京都庁入庁法務業務に従事

2018 年 1 月 株式会社 Aerial Partners 入社

2020 年 2 月 LINE 株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）入社（LVC 出向）LINE のブロックチェーン・NFT 事業立上げに従事

2022 年 8 月 チューリングガム株式会社入社

2023 年 1 月 同社取締役就任（現任）

2024 年 1 月 同社代表取締役就任（現任）

[重要な兼職の状況]

チューリングガム株式会社代表取締役

[所有する当社の株式の数]

0 株

【候補者とした理由など】

田中遼氏は、チューリングガム株式会社代表取締役を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有し、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

4. 渡 辺 治（わたなべ おさむ）（新任）

（昭和 62 年 3 月 29 日）

[略歴]

平成 21 年 3 月 明治大学法学部卒業
平成 26 年 3 月 中央大学法科大学院修了
平成 26 年 9 月 司法試験合格
平成 27 年 12 月 花王株式会社 入社
令和 2 年 8 月 新樹法律事務所 入所（現任）
令和 4 年 12 月 ワイエスフード株式会社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

弁護士、ワイエスフード株式会社社外取締役

〔所有する当社の株式の数〕

0 株

【候補者とした理由など】

渡辺治氏は、上場会社の社外取締役を務めるなど弁護士として企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待できることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

(4) 議案④ 監査等委員である取締役 2 名選任の件

【議案】

当社の監査等委員である取締役として、以下の 2 名の候補者を選任することをお諮りするものです。

1. 榎 並 由 洋（えなみ よしひろ）（新任）

（昭和 63 年 3 月 12 月生）

〔略歴〕

2010 年 3 月 早稲田大学法学部卒業
2010 年 4 月 キヤノン株式会社入社
2015 年 11 月 公認会計士試験合格
2016 年 3 月 有限責任あずさ監査法人入所
2018 年 7 月 公認会計士登録
2021 年 3 月 チューリングラム株式会社監査役就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕

チューリングラム株式会社監査役

〔所有する当社の株式の数〕

0 株

2. 荒 木 久 雄（あらき ひさお）（新任）

（昭和 48 年 10 月 1 日生）

〔略歴〕

1996 年 10 月	公認会計士試験第 2 次試験合格
1996 年 10 月	会計士補登録
1997 年 4 月	有限責任あずさ監査法人入所
1998 年 4 月	東京共同会計事務所入所
2000 年 4 月	有限会社 A&I トータルマネジメントサービス入所
2001 年 4 月	有限責任監査法人トーマツ入所
2004 年 11 月	マニユライフ生命保険株式会社入社
2008 年 4 月	株式会社かんぽ生命保険入社
2024 年 7 月	株式会社 LKdance 入社（現職）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社 LKdance

〔所有する当社の株式の数〕

0 株

【提案の理由】

当社の長期にわたる経営不振は、監査等委員会が十分な監査監督機能を発揮していなかったことにより、シークエッジグループの利益を優先して、当社の企業価値・株主利益の毀損を厭わない経営を許してきたことにあります。そこで、シークエッジグループの強い影響下にある現任の監査等委員である取締役の再任を許さず、新たに独立性を有する上記の候補者 2 名を、新たに監査等委員である取締役として選任することをお願いするものです。

榎並由洋氏は、公認会計士としての専門的な知識経験に加え、チューリンガム株式会社における監査役を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」について豊富な経験と理解を有していること、荒木久雄氏は、会計士補として、M&A や株式評価について豊富な経験と高い見識を有しており、当社に適した経営全般の監視及び助言を期待することができることから、それぞれ、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。

(5) 議案⑤ 会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任する件

【議案の要領】

ア 業務及び財産の状況を調査する者

以下の「調査の目的事項」に記載の事項を調査させるため、神垣清水氏を会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下「調査者」といいます。）に選任することをお諮りするものです。本議案の成立により、調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しません。

神 垣 清 水（かみがき せいすい）

（昭和 20 年 7 月 1 日生）

〔略歴〕

1973 年 4 月	東京地検検事 任官
1973 年 4 月	東京地検検事 任官
1990 年 4 月	法務省刑事局参事官 就任
1999 年 4 月	東京高検刑事部長 就任
1999 年 12 月	最高検検事 就任
2000 年 10 月	那覇地検検事正 就任
2002 年 6 月	宇都宮地検検事正 就任
2003 年 9 月	最高検総務部長 就任
2004 年 12 月	千葉地検検事正 就任
2005 年 8 月	横浜地検検事正 就任
2007 年 7 月	公正取引委員会委員 就任
2012 年 6 月	公正取引委員会委員 退任
2012 年 7 月	第一東京弁護士会 登録
2012 年 7 月	日比谷総合法律事務所 入所（現任）
2012 年 10 月	筑波大学大学院ビジネス科 非常勤講師 就任
2013 年 6 月	三菱食品株式会社 社外監査役 就任（現任）
2014 年 6 月	公益財団法人ベルマーク教育助成財団 理事 就任（現任）
2015 年 4 月	摂南大学法学部 客員教授 就任

〔重要な兼職の状況〕

弁護士、三菱食品株式会社社外監査役、公益財団法人ベルマーク教育助成財団 理事

〔所有する当社の株式の数〕

0 株

イ 調査の目的事項

①株式会社 ZED ホールディングスにおける新株予約権の発行、②シークエッジグループ関連の暗号資産の

購入による多額の評価損の計上、③接待交際費の計上及び④シーケージンググループの代表者である白井一成氏の香港オフィスの家賃の負担並びに⑤2024年10月期末の決算遅延及び⑥本定時株主総会が当社定款の定め違反して延期されたことの原因分析、妥当性の検証及び法的責任の検討その他調査者が必要と認める一切の事項。

ウ 調査及び報告の方法

- ① 調査者は、当社及び請求人らから独立して調査を行う。
- ② 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。
- ③ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行った上で、当該調査の結果を記載した書面（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、本臨時株主総会の後に開催される株主総会において調査者は調査報告書の内容を報告する。
- ④ 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑤ 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力せず、又は調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的又は間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。
- ⑥ 調査者は、当社と協議の上、調査対象とする事実の範囲（以下「調査スコープ」という。）を決定する。調査スコープは、上記イの調査の目的事項を調査するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑦ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

エ 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用（調査者及び補助者の日当を含む。）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たってタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なものとみなす。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、田原弘貴が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

オ その他の事項

調査者は、適当と認める者を補助者に選任し、調査者の業務の一部を委任することができる。ただし、当社の役職員を補助者とすることはできない。

【提案の理由】

①株式会社 ZED ホールディングスにおける新株予約権の発行、②シークエッジグループ関連の暗号資産の購入による多額の評価損の計上、③接待交際費の計上、④シークエッジグループの代表者である白井一成氏の香港オフィスの家賃の負担がなされており、これらは当社の企業価値を毀損するものとして、取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反するものです。

さらに、⑤2024 年 10 月期末の決算遅延及び⑥本定時株主総会が当社定款の定めに違反して延期されたことについては、継続開示の義務を果たさず、また、株主から経営等を委ねる取締役を選任する機会を奪うものであり、上場企業に求められる最低限のコーポレート・ガバナンスの不全を示すものであり、取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反するものです。

そこで、請求人らは、その実態を明らかにし、証拠資料を精査する必要があると考えるに至りました。

候補者である神垣清水氏は、横浜地方検察庁検事正、公正取引委員会委員などを歴任され、調査業務に対して弁護士として十分な専門性及び経験を有していることから、当社経営陣のみならず請求人らからも独立した調査者として、公正かつ客観的に実態解明に取り組んでいただけるものと考えられます。

なお、本議案が可決された場合、調査者の調査結果については、その後に開催される株主総会（2025 年 10 月期に係る定時株主総会となることの見込まれます。）において、当社株主の皆様へ報告されることとなります。

不 一